群馬県クラブユースサッカー連盟規約施行細則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この細則は、群馬県クラブユースサッカー連盟規約の試行に関して、必要なことを定めることを目的とする。

第 2 章　加盟クラブ

(加盟クラブ)

第 2 条　本連盟の加盟クラブは、財団法人日本サッカー協会基本規定に従い、決められた期限までに所管の(社)群馬県サッカー協会に加盟登録し、次のいずれかの種別に登録されたクラブとする。

(1)第 2 種　　18 歳未満の選手によって構成されるクラブ(U-18)

(2)第 3 種　　15 歳未満の選手によって構成されるクラブ(U-15)

2　規約第 5 条第 2 項において、「第 3 条の目的に賛同し、かつ、第 4 条の事業を達成できる条件を備えたクラブ」とは、第 3 条の目的に賛同し、かつ、第 4 条の事業を達成するために U-15 及び U-18 の 6 年間を一貫指導できる環境づくりに努力すること及び次に掲げる内容を満たすクラブをいう。

(1)本連盟に加盟を希望するクラブは、同時に関東クラブサッカー連盟(以下「関東連盟」という。)に加盟しなければならない。

(2)加盟クラブは、メンバー構成に身分、職業による制約を設けてはならない。

(3)加盟クラブは、11 名以上(13 歳以上 16 歳未満)の選手を保有していなければならない。

(4)加盟クラブは、他の加盟クラブ又は他の連盟に加盟しているチームの選手を保有してはならない。

(5)中学校体育連盟又は高等学校体育連盟に加盟することができる団体若しくは加盟している団体は、本連盟に加盟登録できない。

(6)加盟クラブの代表者及び事務局担当者は、成人でなければならない。

(7)加盟クラブは、定期的に使用できるグランドを確保し、定期的な練習日を設けていなければならない。また、使用グランドは群馬県内としなければならない。

(8)加盟クラブは、第 2 種(U-18)、第 3 種(U-15)、第 4 種(U-12)の各年代のチームを保有していることが望ましい。いずれかのチームを保有していない場合は、5 年以内に連続 6 年間の一貫指導できる環境をつくる努力をしなければならない。

(9)加盟クラブは、3 級審判員資格を有する者を最低限 1 名を、2 年以内に 3 級審判員資格を有する者を 2 名以上帯同できなければならない。3 年目以降に 3 級審判員を 3 名以上保有することが望ましい。

(10)加盟クラブは、財団法人日本サッカー協会公認 C 級コーチ以上の資格を有するクラブ専属指導者を確保しなければならない。

(11)加盟クラブは、活動する地域社会に密着したスポーツ活動を事業計画として企画し、実施しなければならない。

(12)加盟クラブは、相互クラブ・審判員及び連盟に携わるすべての人に尊敬と敬意を払わなければならない。

(13)加盟クラブは、連盟事業または大会運営においてボランティア精神のもと、互いをリスペクトしあい、連盟活動を行わなければならない。

(新規加盟登録)

第 3 条　本連盟に新たに加盟を希望するクラブは、次に掲げる書類を本連盟の承認を経て、関東連盟に提出しなければならない。

(1)加盟登録申請書(書式第 1 号)

(2)クラブの規約

(3)クラブの状況調査票

(4)財団法人日本サッカー協会の加盟登録申請確認画面の写し(JFA の WEB 登録サイトより印刷し、協会登録の受付整理番号を記入のこと)

(退会)

第 4 条　本連盟を退会するときは、その旨を書面で本連盟に提出し、関東連盟に届け出るものとする。

(継続加盟)

第 5 条　本連盟に継続して加盟を希望するクラブは、理事会が定める期日までに加盟登録申請書(書式第 1 号)に財団法人日本サッカー協会の加盟登録申請画面の写し(JFA の WEB 登録サイトより印刷し、協会登録の受付整理番号を記入のこと)を添付して、本連盟を経て関東連盟に提出しなければならない。

2　加盟登録申請書(書式第 1 号)の記載事項に変更が生じたときは、直ちにその変更を所定の書式により本連盟を経て関東連盟に提出しなければならない。

(加盟費)

第 6 条　本連連盟に加盟を希望するクラブは、年会費として 18 歳未満のチームは 3 万円を、15 歳未満のチームは、3 万円を定められた県連盟に及び関東連盟に 18 歳未満のチームは 2 万 5 千円、15 歳未満のチームは 1 万円を、日本クラブユースサッカー連盟に 18 歳未満のチームは、3 万円を 15 歳未満のチームは 2 万 5 千円を期限内に本連盟に納付しなければならい。

第 3 章　選手の登録等

(登録及び追加登録)

第 7 条　選手の登録及び追加登録に関しては、財団法人日本サッカー協会基本規定に従うものとする。

(選手の移籍)

第 8 条　選手の移籍に関しては、財団法人日本サッカー協会基本規定に従うものとする。

2　群馬県内のクラブからクラブへの移籍は、年度末を基準とする。但し、特別な事情は理事会または正副会で別に定める。

第 4 章　事務局

(事務局)

第 9 条　事務局は、庶務・経理・広報・渉外・企画を行う。

２　事務局に定める規定は別に定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

第 10 条　本連盟の事務局に次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

(1)連盟の規約

(2)加盟クラブ名簿

(3)収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

(4)理事会の議事に関する書類

(5)各大会の記録

(6)その他必要な帳簿及び書類

(議事録)

第 11 条　事務局は、理事会及び大会実施委員会並びに委員長が必要と認める専門委員会の会議の議事録を作成しなければならない。

2　議事録は、次に掲げる事項を記載したものとする。

(1)会議の名称

(2)会議の日時及び場所

(3)会議に出席すべき人数及び出席者数

(4)会議に出席した者の氏名

(5)議決の経過の概要及びその結果

(6)議事録署名人の署名

附則

(加盟クラブ数の特例)

1　当分の間、加盟クラブ数の算出にあたっては、第２種及び第３種の双方に加盟しているクラブは、2 クラブとみなす。

施行　平成 21 年 1 月 1 日とする。

改訂　平成 22 年 4 月 1 日とする。